

郡山市認可保育所等開設準備経費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市において認可保育所等を新規開設し、又は認可外保育施設から認可保育所等へ移行（以下「移行」という。）する者に対し、その新規開設又は移行の準備に要する経費を対象に予算の範囲内で交付する補助金（以下「補助金」という。）について、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象)

第2条 補助の対象となる認可保育所等は、次の各号のいずれかに該当する施設とする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所
- (2) 児童福祉法第39条の2第1項に規定する幼保連携型認定こども園
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項及び第3項の規定による認定を受けた幼保連携型認定こども園以外の認定こども園
- (4) 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業を行う施設
- (5) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業を行う施設

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条各号に掲げる施設の新規開設又は移行に伴う準備（開所日又は移行日の前日から起算して6か月の期間に係るものに限る。）に必要な経費で、別表補助対象経費の欄に規定するものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、別表区分の欄に定める施設ごとに、同表補助基礎額の欄に定める補助限度額と同表補助対象経費の欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象経費に係る施設の新規開設又は移行の認可申請時に郡山市認可保育所等開設準備経費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 申請者は、前項の交付申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。

(軽微な変更の範囲)

第6条 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更
(交付の条件)

第7条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用しないこと。
- (2) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。
(実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、速やかに、郡山市認可保育所等開設準備経費補助金実績報告書（第3号様式）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支明細書
- (2) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 前項の実績報告を行うに当たって、第5条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第9条 市長は前条第1項の規定による実績報告を受けた場合は、これを審査し、事業の実施結果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、速やかに規則第15条に規定する補助金等交付額確定通知書により当該補助事業者へ通知するものとする。ただし、確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略するものとする。

（交付方法）

第10条 補助金は、補助事業の完了後に交付するものとする。ただし、市長が必要があると認めたときは、その全部又は一部を概算払の方法により交付することができる。

（消費税等仕入控除額の確定）

第11条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第4号様式）により、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項に定める報告があった場合には、補助事業者へ当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

（財産処分の制限）

第12条 規則第20条ただし書の市長が定める期間は、当該補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して、当該財産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1に規定する耐用年数をいう。）が経過する日までの期間とする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

別表（第3条、第4条関係）

区分	補助限度額	補助対象経費
保育所 幼保連携型 認定 こども園 幼保連携型 認定こども 園以外の認 定こども園	子ども・子育て支援法第 19条第1項第2号及び第 3号に規定する子どもの 定員1人当たり20,000円 又は1施設上限 1,000,000円のいずれか 少ない額	(1) 開設又は移行前の研修等のための保育士の雇 用経費 (2) 会計処理、労務管理、開設届出書類作成等の ための相談、診断、指導等に要する経費 (3) 需用費、使用料及び賃借料、備品の購入費及 び設置費、報酬、給料、手当、共済費、賃金、 旅費、役務費、委託料等の開設又は移行の準備 に必要な経費
小規模保育 事業	定員1人当たり20,000円	同上
事業所内 保育事業	地域枠（郡山市家庭的保 育事業等の設備及び運営 に関する基準を定める条 例（平成26年郡山市条例 第32号）第43条の規定に よるその他の乳児又は幼 児の定員枠をいう。）の 定員1人当たり10,000円 又は1施設上限200,000 円のいずれか少ない額	同上

備考1 補助対象経費は、第2条各号に掲げる施設の新規開設又は移行に伴う準備に必要な経費に限る。（補助金の交付を受けようとする者が既に開設している認可外保育施設の運営費等に充てるものではないことに注意すること。）

2 他の制度による補助金の交付を受けることとなる経費は、この要綱による補助金の補助対象経費としない。

第 1 号様式（第 5 条関係）

郡山市認可保育所等開設準備経費補助金交付申請書

年 月 日

郡 山 市 長

住所又は所在地

申 請 者

氏名又は団体名

及び代表者名

年度において、郡山市認可保育所等開設準備経費補助金の交付を受けたいので、郡山市認可保育所等開設準備経費補助金交付要綱第 5 条の規定により、下記の関係書類を添えて申請します。

記

1 申 請 額 円

2 事業計画書（第 2 号様式）

3 収支予算書（別紙のとおり）

4 その他関係する書類（別紙のとおり）

第2号様式（第5条関係）

事業計画書

年 月 日

対象施設の概要

- 1 施設の名称及び所在地
- 2 施設の種類
- 3 事業の目的及び効果
- 4 設置主体及び経営主体
- 5 開設（移行）予定年月日
- 6 入所（利用）定員

第3号様式（第8条関係）

郡山市認可保育所等開設準備経費補助金実績報告書

年 月 日

郡 山 市 長

住所又は所在地

申 請 者 氏名又は団体名
及び代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度郡山市認可保育
所等開設準備経費補助金について、郡山市認可保育所等開設準備経費補助金交付要綱第8条の規
定により、関係書類を添えて提出します。

記

1 施設の種類

2 精算額内訳（別紙収支明細書のとおり）

第4号様式（第11条関係）

年度消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

郡山市長

住所又は所在地

申請者
氏名又は団体名
及び代表者名

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた 年度郡山市認可保育
所等開設準備経費補助金について、郡山市認可保育所等開設準備経費補助金交付要綱第11条第1
項の規定により、下記のとおり報告します。

記

消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要補
助金返還相当額）

金 円

※注：別添参考となる資料（金額の積算の内訳）を添付すること。